

令和 8 年度 総合評価入札に関する Q & A（暫定版）

I. 総合評価入札全般について

Q 1. 総合評価入札に係る年度とは、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までか。もしくは、4 月 1 日から 3 月 3 1 日までか。

A 1. 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までです。

Q 2. 土木系工事および建築系工事とは具体的には、どの業種が該当するのか。

A 2. 土木系工事とは、土木一式工事、ほ装工事、鋼構造物工事、とび土工工事が該当します。

建築系工事とは、建築一式工事、管工事、機械器具設置工事、電気工事が該当します。

Q 3. 評価基準に該当する要件などに変更が生じた場合は、どのような手続をするのか。また、年度途中からでも評価されるのか。

A 3. 完成工事高、ISO 9001・14001 およびエコアクション 21 の取得、および業務委託の評価項目中の障害者の雇用、男女共同参画支援（子育て支援）については、年度ごとの入札参加資格の更新手続きで提出された資料で評価を行いますので、入札時に資料の提出は必要ありません。なお、年度途中での評価の変更は行いません。

Q 4. 自社の各評価項目の点数や施工上の提案の評価内容は、教えてもらえるのか。

A 4. 各評価項目の点数及び施工上の提案の評価内容を口頭で説明します。事前の準備がありますので、日時の調整をさせていただきます。

Q 5. 自社以外の各評価項目の点数や施工上の提案の評価内容を知りたい場合は、どうすればいいのか。

A 5. 公文書開示請求での対応となります。ただし、応札者の名前を伏せたところで各評価項目の点数及び合計点を開示します。なお、施工上の提案の内容は、企業の知的財産であり、公文書開示請求であっても当事者以外には開示しません。

Ⅱ．評価項目について

Q 1．評価項目の「工事成績評定」及び「配置予定技術者の施工実績」の、「本市発注工事」とは、どのようなものか。

A 1．「本市発注工事」とは、久留米市及び久留米市企業局発注の工事です。

Q 2．評価項目の「工事成績評定」において、評価の対象となる工事はどのようなものか。

A 2．本市発注工事で、発注業種と同一業種の工事を対象としますが、工事を確認できるコリンズの写しがあれば、国・県・他市町村等での工事实績でも評価します。ただし、工事内容が解体であるものは対象外です。

Q 3．評価項目の「工事成績評定」において、過去の工事で J V の構成員だった場合は、実績として評価されるのか。

A 3．J V として取得した工事成績評定点は、代表者、構成員ともに同じ点数を実績として評価します。

Q 4．評価項目の「技術者の雇用数」に 1 級の国家資格とあるが、どのようなものを指すのか。

A 4．建設業法の 1 級建設機械施工技士、1 級土木施工管理技士や建築士法の一級建築士などです。

Q 5．評価項目の「今年度受注の工事量」での「今年度受注額」の今年度の判断は、どのようにするのか。

A 5．入札日が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの工事を「今年度受注額」の対象とします。

事例① 令和 8 年 3 月 13 日公告、3 月 31 日入札、4 月 3 日契約 ⇒ 令和 7 年度

事例② 令和 8 年 3 月 20 日公告、4 月 7 日入札、4 月 11 日契約 ⇒ 令和 8 年度

Q 6．評価項目の「今年度受注の工事量」における今年度受注額を判断する日はいつか。また、それまでに契約したものが対象となるのか。

A 6．今年度受注額は、総合評価入札の入札締切日で判断します。また、入札締切日において、落札決定した工事（未契約を含む）を「今年度受注額」の対象とします。

Q 7. 評価項目の「今年度受注の工事量」とは、久留米市が発注する工事だけか。また、J Vでの受注の場合、受注額はどのように算定するのか。

A 7. 久留米市及び久留米市企業局が発注工事が対象です。J Vで受注した工事については、受注額を出資比率で按分した額とします。

Q 8. 評価項目の「今年度受注の工事量」で対象外となる工事はあるのか。

A 8. 久留米市及び久留米市企業局以外の発注工事は対象外です。なお、久留米市及び久留米市企業局が発注工事であっても、請負価格（税抜）が3千万円未満の随意契約工事は対象外とします。

Q 9. 評価項目の「地場企業の活用」の市内企業とは、久留米市内に営業所がある場合も含めてよいか。

A 9. 市内業者とは、久留米市内に主たる営業所を有する者をいい、久留米市内に従たる営業所を有する者は含みません。なお、地場企業の活用についての詳細は10ページ以降を参照してください。

Q 10. 評価項目の「40歳以下の技術者の雇用」、「多様な技術者の雇用」について、技術者の証明は、資格の写しでよいか。また、資格を持っていない場合はどうすればよいか。

A 10. 資格を持っている場合は、資格を確認できる書類の写しを提出してください。資格を持っていない場合は、建設工事に技術者として従事した経験を証明する書類（実務経験証明書）を添付してください。ただし、同一業種工事のみが対象です。

Q 11. 評価項目の「40歳以下の技術者の雇用」について、「40歳」の基準日はいつか。

A 11. 「40歳」とは、令和8年4月2日～令和9年4月1日に40歳になる人です。

Q 1 2. 評価項目の「40歳以下の技術者の雇用」、「多様な技術者の雇用」は、同一人物でもよいか。

A 1 2. 重複加点は行いませんので、それぞれ対象者を挙げてください。どの項目で挙げられるかは企業の判断でお願いします。なお、原則、雇用3カ月以上経過している方が評価対象となります。ただし、技術系の高校・大学等の新卒採用者はこの限りではありません。

Q 1 3. 評価項目の「多様な技術者の雇用」について、「障害がある技術者の雇用」とあるが、「技術者」以外の雇用では対象としないのか。

A 1 3. 「技術者」以外で雇用している場合（事務職での雇用など）は、評価の対象となりません。技術者としての経験は、資格を確認できる書類の写し、または「実務経験証明書」を提出していただくことで確認いたします。

Q 1 4. 評価項目の「多様な技術者の雇用」について、「障害がある技術者の雇用」とあるが、対象となる障害は何か。

A 1 4. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が対象です。等級は問いません。

Q 1 5. 評価項目の「建設キャリアアップ」システム（CCUS）の登録の有無」について、登録をしていれば評価されるのか。

A 1 5. 建設キャリアアップシステムへの事業者登録が完了していれば、評価対象となります。事業者登録にあたって発行された事業者IDの写しなど、評価資料提出時点において事業者登録または更新手続きが完了していることを証明する資料を提出してください。

なお、建設キャリアアップシステムへの事業者登録については、申請後約3週間が必要（建設キャリアアップシステムHP内のQ&Aより）とのことですので、新規事業者登録をする場合は、お早めに申請していただくようお願いします。

Q 1 6. 評価項目の「週休 2 日（4 週 8 休）達成の実績」について、「4 週 6 休」、「4 週 7 休」は対象にならないのか。

A 1 6. 「4 週 7 休」、「4 週 6 休」の実績は評価の対象となりません。証明書に「4 週 8 休以上」と証明された工事で、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに完成した工事の実績が評価対象となります。

Q 1 7. 評価項目の「週休 2 日（4 週 8 休）達成の実績」について、対象は久留米市での実績のみか。

A 1 7. 久留米市だけでなく、国、県、他市町村等での実績も評価対象です。ただし、久留米市も含め、4 週 8 休を達成した証明書が提出されない場合は、評価の対象となりません。

Q 1 8. 評価項目の「配置予定技術者の施工実績」（市内用・市外用）は、J V の構成員としての技術者の実績も評価されるのか。出資比率が少ない場合、評価されないことがあるのか。

A 1 8. J V の構成員も J V の工事成績評定で評価します。その場合、出資比率の制約はありません。

Q 1 9. 評価項目の「配置予定技術者の施工実績」（市内用）において、評価の対象となる工事はどのようなものか。

A 1 9. 本市発注工事で、発注業種と同一業種の工事を対象としますが、工事を確認できるコリンズの写しがあれば、国・県・他市町村等での工事实績でも評価します。ただし、工事内容が解体であるものは対象外です。

Q 2 0. 工場製作と現場施工でそれぞれに技術者を配置する場合、配置予定技術者として評価されるものは誰か。また、技術資料には、どの配置予定技術者を記載するのか。

A 2 0. 現場施工の配置予定技術者を評価します。技術資料には、現場施工の配置予定技術者を記載してください。

Q 2 1. 評価項目の「配置予定技術者の資格の有無」において、1 級の国家資格および2 級の国家資格とあるが、どのような資格が評価されるのか。

A 2 1. 建設業法に定められている建設工事の種類に応じた「主任技術者」および「監理技術者」に必要な国家資格となります。具体的な資格としては、国土交通省のホームページで公開している「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」に記載された土木施工管理技士、建築施工管理技士および建築士などが該当します。

なお、機械器具設置工事においては、「技術士機械部門」または「技術士総合技術監理部門（機械）」を有する技術者を1 級の評価として取り扱います。また2 級については、該当資格はありません。

（参考）「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」が掲載されているホームページ
(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001619998.pdf>)

Q 2 2. 評価項目の「継続教育（C P D）の取組み」について、いつ時点の、どのような状況の取得単位を評価するのか。

A 2 2. 総合評価技術資料提出時（入札時）の前年度（令和8 年度入札の場合、令和7 年4 月1 日～令和8 年3 月3 1 日）に取得した単位数で評価します。講習会等を受講したが、登録証明が未了なものは対象となりません。

また、各団体のC P D制度への登録のみで継続教育の実績が0 単位のものは、「継続教育の証明なし」の扱いとなります。なお、複数団体で取得したC P Dの合計では評価しません。合計取得単位数の証明書等は、1 団体のみ認めるものとします。

Q 2 3. 評価項目の「継続教育（C P D）の取組み」について、対象団体は。

A 2 3. 推奨単位を定めている団体等の継続教育（C P D）を対象とします。

継続教育を行っている団体の例は次のとおりです。

※ 建設系C P D協議会加盟団体

①空気調和・衛生工学会、②建設業振興基金、③建設コンサルタント協会、④交通工学研究会、⑤地盤工学会、⑥森林・自然環境技術教育研究センター、⑦全国上下水道コンサルタント協会、⑧全国測量設計業協会連合会、⑨全国土木施工管理技士会連合会、⑩全日本建設技術協会、⑪土質・地質技術者生涯学習協議会、⑫土木学会、⑬日本環境アセスメント協会、⑭日本技術士会、⑮日本建築士会連合会、⑯日本コンクリート工学会(推奨単位の定めなし)⑰日本造園学会、

⑮日本都市計画学会、⑯農業農村工学会

※ 建築ＣＰＤ運営会議加盟団体

①日本建築士会連合会、②日本建築士事務所協会連合会、③日本建築家協会、④日本建設業連合会、⑤日本建築学会、⑥空気調和・衛生工学会、⑦建築設備技術者協会、⑧電気設備学会、⑨日本設備設計事務所協会連合会、⑩建築技術教育普及センター、⑪日本建築構造技術者協会、⑫建設業振興基金

Ｑ２４．評価項目の「継続教育（ＣＰＤ）の取組み」について、１年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体についての評価はどのように行うのか。

Ａ２４．複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、１年間あたりに換算し、推奨単位とします。また、推奨単位として「必要な単位」、「望ましい単位」を定めている団体については、「必要な単位」を推奨単位とします。
なお、推奨単位の考え方は、取得年度の推奨単位によるものとします。

Ｑ２５．評価項目の「継続教育（ＣＰＤ）の取組み」について、発注業種に対応した運営団体からの証明に限るのか。

Ａ２５．発注業種とＣＰＤ運営団体との関連は問いません。なお、継続教育の学習履歴等の証明書に記載される証明期間は、評価期間と一致するようにしてください。

Ⅲ. 評価の方法について

Q 1. J V工事の場合、技術評価点はどのように計算するのか。

A 1. 建設工事の J Vの場合は、下記の方法で技術評価点を決定します。

- ①代表者の企業の施工能力、配置予定技術者の評価点を算出します。
- ②構成員の企業の施工能力、配置予定技術者の評価点を算出します。
- ③ ①と②の単純平均により平均点を算出します。
- ④施工計画の評価点に③を加え加算点とします。
- ⑤加算点に標準点（100 点）を加え技術評価点とします。

共同企業体名	業者名	施工計画	企業の 施工能力	配置予定 技術者	小計	平均点 ③	加算点 ④	技術 評価点
あいう 特定建設工事 共同企業体	代表者あ	8.0	12.0	4.0	① 16.0	14.17	22.17	122.17
	構成員い		10.5	3.0	② 13.5			
	構成員う		10.0	3.0	② 13.0			

業務委託の J Vの場合は、下記の方法で技術評価点を決定します。

- ①代表者の企業の技術力を算出します。
- ②構成員の企業の技術力を算出します。
- ③ ①と②の単純平均により平均点を算出します。
- ④業務理解度の評価点、配置予定技術者の評価点に③を加え加算点とします。
- ⑤技術評価点は、下記の方法で算出します。

技術評価点＝30×（加算点／加算点満点）

共同企業体名	業者名	業務 理解度	企業の 技術力	配置予定 技術者	平均点 ③	加算点 ④	技術 評価点
あいう 特定業務 共同企業体	代表者あ	8.0	① 6.0	10.0	5.33	23.33	23.33
	構成員い		② 5.0				
	構成員う		② 5.0				

IV. 技術資料について

技術資料に関するQ & Aは、令和7年度のQ & Aに加え、令和8年度の見直し内容を精査した上で作成中です。令和8年1月に改めて掲載いたします。

V. 技術資料の取り扱いについて

Q 1. 総評第1号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」に記載した内容は、すべて履行しなければならないのか。

A 1. 総評第1号様式に記載されたもののうち、評価された内容は履行する義務があります。

落札業者となった場合は、発注部局と履行すべき内容を確認してください。

Q 2. 技術提案で、評価された提案内容が不履行となった場合ペナルティが科されるのか。

A 2. 受注者の責により履行しなかった場合は、工事成績評定の減点を行います。技術提案の内容が一部履行されなかった場合は10点、すべてが履行されなかった場合は20点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。

Q 3. 技術資料に記載した配置予定技術者を工期途中に変更できるのか。

A 3. 記載された配置技術者の変更はできません。

ただし、やむを得ない場合（死亡・長期入院・退職・出産・育児・介護など）、かつ記載された配置技術者と同等の資格及び工事成績評定点を有する技術者を配置できる場合には、変更を認めています。

Q 4. 地場企業の活用実績で、結果的に評価基準の請負率を下回った場合は、何らかのペナルティがあるのか。

A 4. 受注者の責により計画した請負率を下回った場合は、工事成績評定を10点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。

地場企業の活用の取扱い

【地場企業の活用の概要】

久留米市では総合評価入札方式の評価項目として「地場企業の活用」を設定しています。この評価項目は、対象工事における市内企業の請負率によって評価をするものです。総合評価入札時に『地場企業の活用（計画）』を提出し、市内企業の請負率が 50%以上 80%未満の場合は 0.5 点加点、80%以上の場合は 1.0 点の加点となります。

そのため、工事完了時には履行確認が必要となり、受注者の責めにより履行されなかった場合は工事成績を 10 点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。

【市内企業の請負率の算定について】

○市内企業の定義

⇒市内企業とは、久留米市内に主たる営業所を有する者をいい、久留米市内に従たる営業所を有する者は含みません。

※主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 か所の営業所のことです。建設業許可を取る場合に、必ず設ける必要があります（営業所無しでは許可は認められません）。営業所が 1 つしかない業者の場合、かならずその営業所が「主たる営業所」になります。通常は本社、本店のことを指す場合が多いです（ただし上記のとおり、単なる登記上の本社、本店などの場合は該当しません）。

○算定の対象となる下請けの範囲

⇒一次下請業者が市内か市外かで判断します。二次下請以下は算定には関係しません。また、元請業者が市内か市外かも算定の対象となります。

○資材の調達価格について

⇒元請が直接発注する資材は算定の対象となります。なお、元請が市外販売店より購入した場合でも、市内企業（代理店など）を通して購入した場合は、市内企業として算定します。

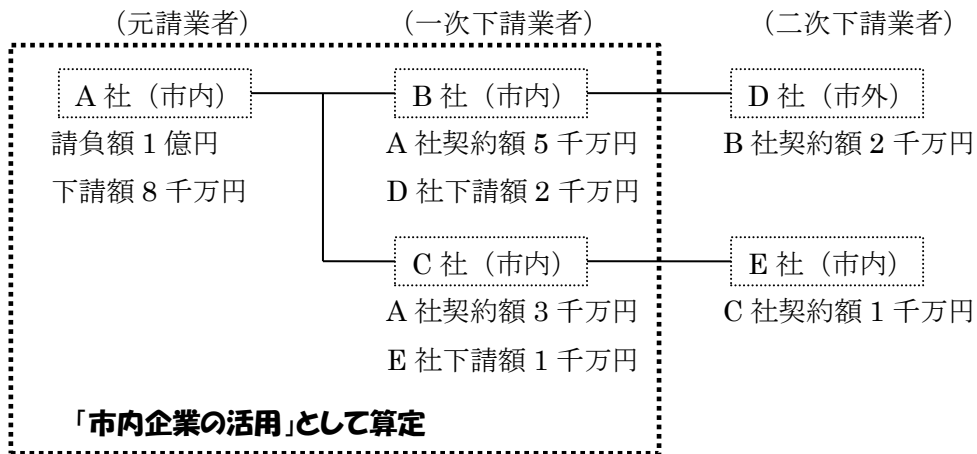
○地場企業の活用実績の確認方法

⇒下請契約報告書などの企業名、企業の住所、及び金額が表示された書類で確認します。なお、下請契約報告書の提出にあたっては、契約書などの写しの添付が必要です。

※次ページ以降は具体的事例となります。

【施工体系図による判断例】

ケース1 一次下請が市内業者のみ場合



市内企業の判断は、二次下請業者の所在地に関係なく、一次下請業者の所在地で判断するため、市内企業の請負率は 100%（1 億円）として取り扱います。

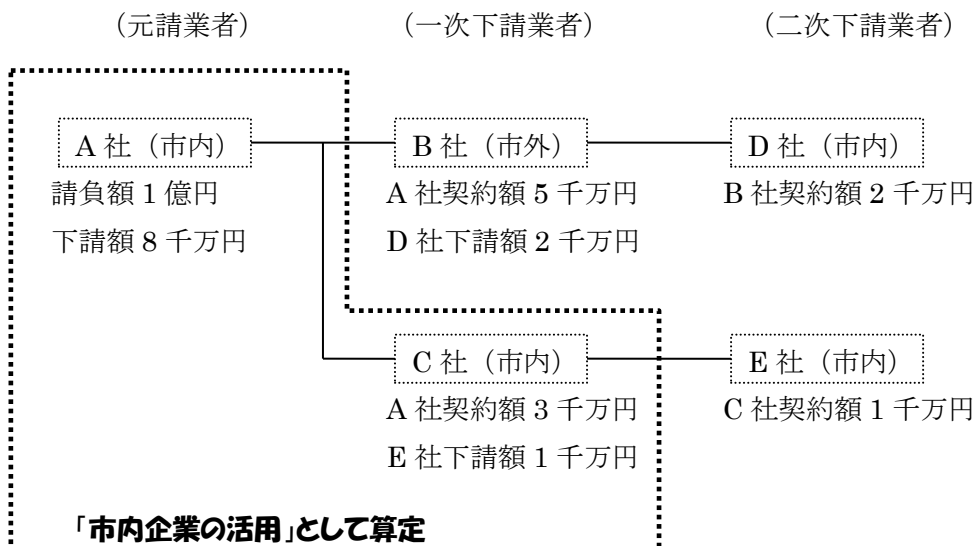
（算定方法）

A 社（1 億円－8 千万円）＋B 社（5 千万円）＋C 社（3 千万円）＝1 億円

1 億円（市内企業の請負価格）／1 億円（工事請負価格）＝100%

なお、元請業者が市外業者の場合は、A 社の施工額 2 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 80%（8 千万円）として取り扱います。

ケース2 一次下請に市外業者が含まれる場合



一次下請けの B 社は市外業者のため、二次下請業者が市内業者の場合でも市内企業として算定しません。請負率は 50%（5 千万円）として取り扱います。

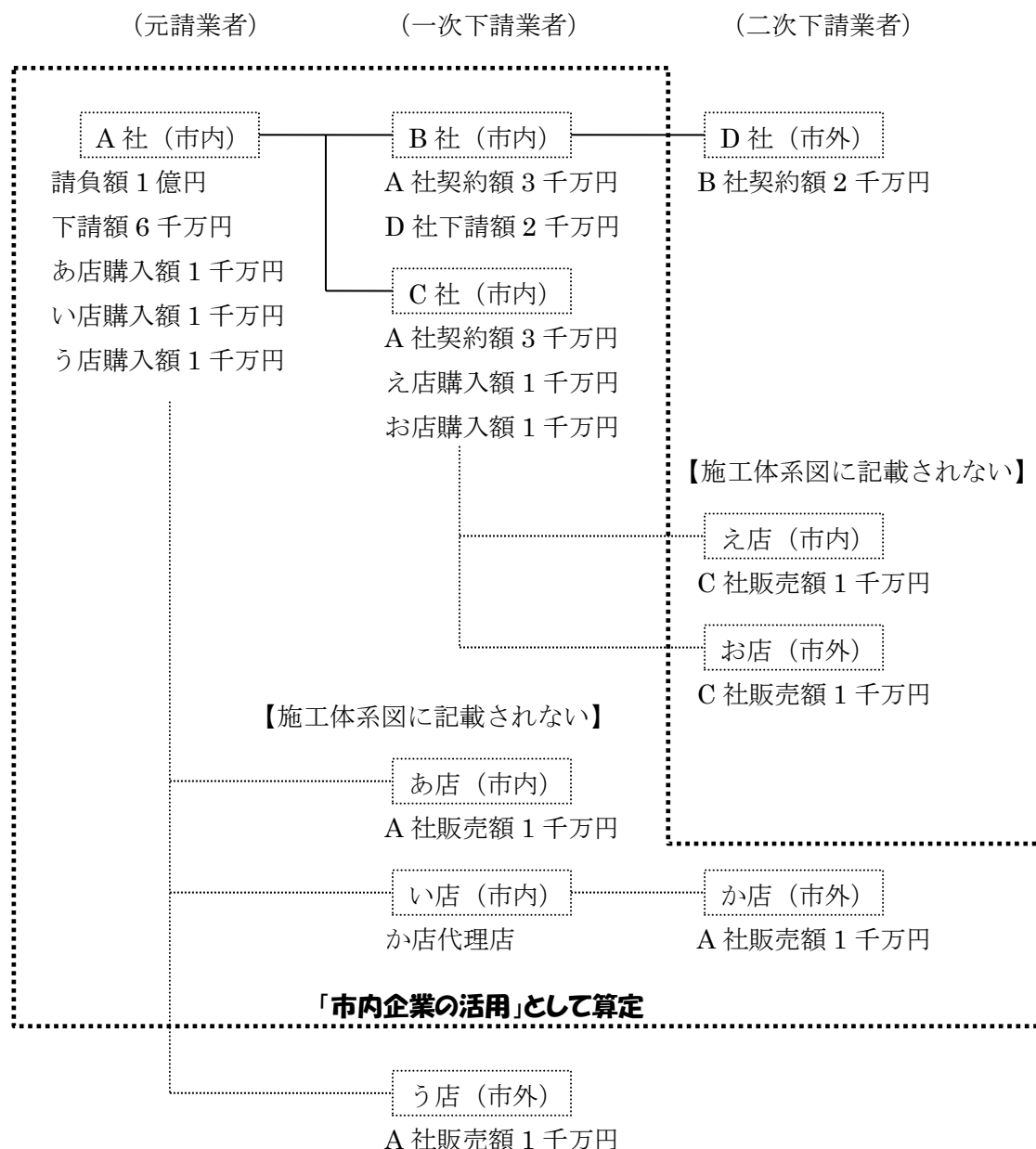
(算定方法)

A 社 (1 億円－8 千万円) + C 社 (3 千万円) = 5 千万円

5 千万円 (市内企業の請負価格) / 1 億円 (工事請負価格) = 50%

なお、元請業者が市外業者の場合は、上記 A 社の施工額 2 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 30% (3 千万円) として取り扱います。

ケース3 元請け業者が資材を購入した場合



資材購入については施工体系図に示されないため、元請業者が直接調達した場合の購入店は一次下請業者相当として、また、一次下請業者が調達した場合は二次下請業者相当としてみなします。

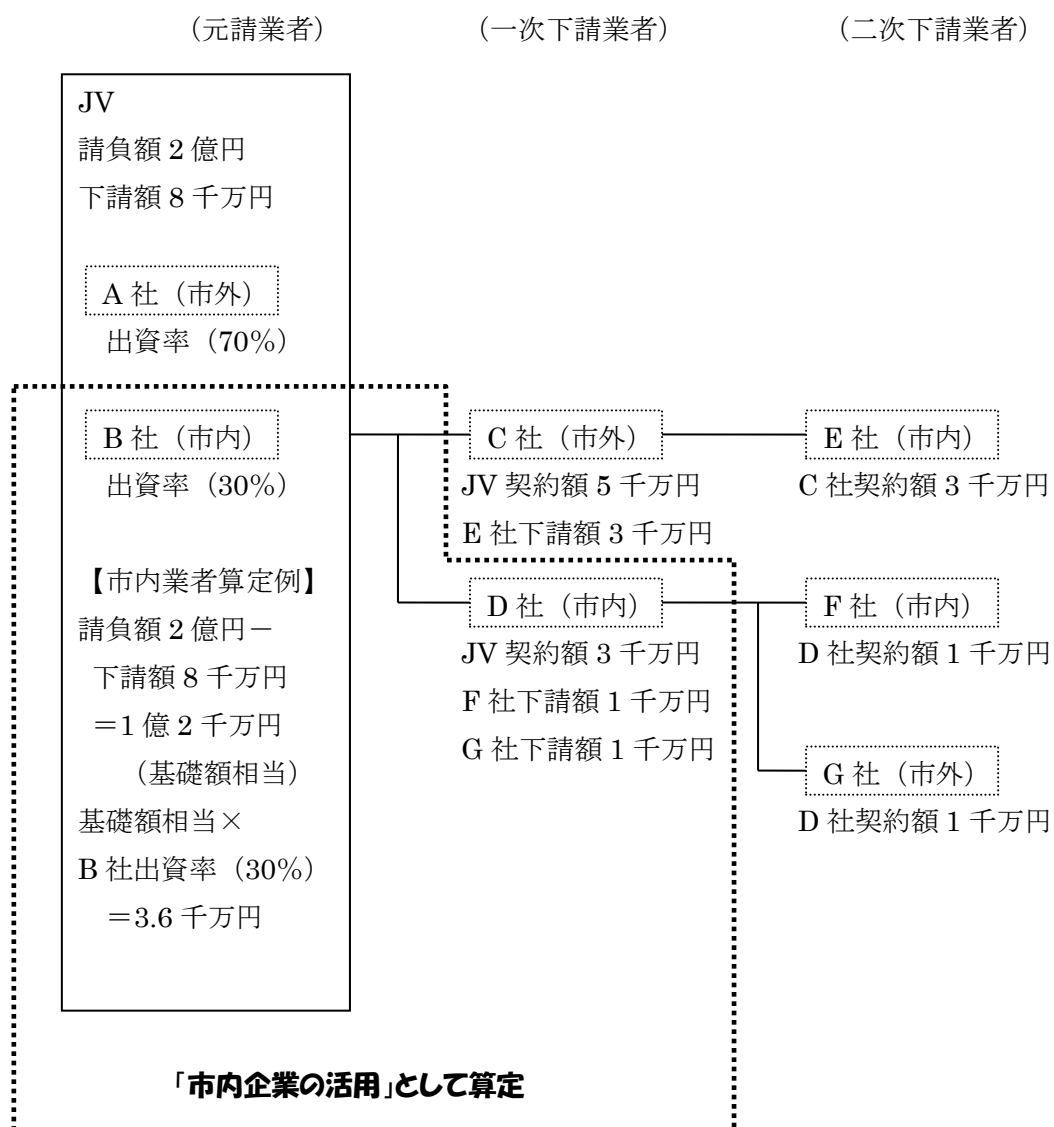
なお、元請業者が市外販売店より購入した場合でも市内取扱い代理店を通して購入した場合は、市内企業として算定するため、請負率は 90% (9 千万円) として取り扱います。

(算定方法)

A 社 (1 億円－9 千万円) + B 社 (3 千万円) + C 社 (3 千万円) + あ店 (1 千万円)
+ い店 (1 千万円) = 9 千万円
9 千万円 (市内企業の請負価格) / 1 億円 (工事請負価格) = 90%

なお、元請業者が市外業者の場合は、上記 A 社の施工額 1 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 80% (8 千万円) として取り扱います。

ケース4 JV の構成員に市外業者が含まれる場合



JV の構成員に市外業者が含まれる場合、JV 構成の市外業者の出資比率分は、市内企業の活用に含まれません。なお、一次下請業者の取扱いはケース 1～3 と同様です。このケースでは請負率は 33% (6.6 千万円) として取り扱います。

(算定方法)

B 社 (3.6 千万円) + D 社 (3 千万円) = 6.6 千万円

6.6 千万円 (市内企業の請負価格) / 2 億円 (工事請負価格) = 33%

なお、市内業者のみの構成による JV 施工の場合は、合計出資率は 100% となるため、ケース 1 に準じ算定を行うと 75% (1 億 5 千万円) として取り扱うこととなります。